

地域における青年女子および妊産婦の 健康管理の追跡的研究

鈴木	木	雅	州	(東北大学医・産婦人科)
鈴木	木	継	美	(東北大学医・公衆衛生学)
一条	元	彦		(東北大学医・産婦人科)
大川	知	之		(福島県福島保健所)
伊田	八洲	雄		(宮城県岩沼保健所)
黒田		学		(宮城県公衆衛生課)
林		茂	樹	(平鹿総合病院)
柄沢		良	子	(福島県二本松保健所)
舟木		憲	一	(東北大学医・産婦人科)
遠藤			紘	(平鹿総合病院)
中村			徹	(東北大学医・産婦人科)
村口		喜	代	(東北大学医・産婦人科)
康		明	照	(東北大学医・産婦人科)
劉		雪	美	(東北大学医・産婦人科)
阿部		洋	一	(東北大学医・産婦人科)
池野		暢	子	(東北大学医・産婦人科)

妊産婦の健康管理を行ない母子の健康を守り先天異常時の出生を防止するために、従来は妊婦の健康管理が行政上実施されてきた。これによって母子の健康の増進効果はあったものの必ずしも充分でない。この目的の達成のためには、より早い時期に、とりわけ妊娠前に女子の健康管理が行なわれることが重要である。妊娠前の保健指導並びに健康診査は、妊娠後母児を甚だしく障害すると思われる各種疾患の対策上、新たに行政に取入れられなければならない課題である。前年度までは義務教育内に交付する女子健康手帳による健康管理法の検討を行なったが、これに引続いて今回は学業終了後から妊娠時の母子手帳方式に到るまでの空白期間に於ける女子健康管理法を検討した。具体的には社会的に管理し易い時期を選ぶことが実際の・現実的であろうという意味で、成人式を迎えた時、新婚時の2つの時期に実施される健康管理法を検討した。又、さらに妊娠後の健康管理上の問題についても、前年度の成果を踏えて深めた。

I 妊娠以前の女子健康管理法

(1) 「成人健康手帳」方式による20才成人女子の健康管理

前年度までに報告した「若年者女子健康手帳」方式による健康管理法を引継ぐものとして「成人健康手帳」方式による健康管理法について検討した。対象地域として福島県安達郡安達町(人口11,377名)を選んだ。昭和53年度成人式を迎えた成人女子を対象者として、実際に作成した「成人健康手帳」方式に従って健康診査を行なった。尚、健康診査項目は、血圧、尿(蛋白、糖、ウロビリノーゲン)、糞便(寄生虫卵、潜血反応)血液(赤血球数、Ht、Hb、比重、白血球数)、ABO及びRh式血液型、梅毒反応(TPHA)HB抗原、抗体、風疹抗体、CMV抗体、トキソプラズマ抗体、胸部レントゲン、心電図であり、計21項目に亘った。結果：受診者数は59名であり、受診率は71.9%であった。健康診査の成績について述べると、高血圧(収縮期圧160mmHg以上)1名、血圧要注意(140mmHg以上)1名、貧血20名(33.8%)、抗体陰性(未感染)は、風疹20名(33.8%)、CMV10名(16.9%)

%)、トキソプラズマ50名(84.7%)、胸部レントゲン要精検1名であった。「注意事項まっくなくし」の者は、59名中わずか4名だけであった。尚、今回は受診者の希望を取入れ、実施日時を3回に分けて行なったが、後に未受診者の理由をアンケート調査したところ、(1)仕事の関係、80%、(2)日曜の夜はめんどろ、おっくうだ8%、(3)健康に自信があるから7%との回答があった。今後、受診率を高めるための実施時期(今回は夏季休暇に実施する予定)の工夫及び町報その他による啓蒙活動も重要である。

(2) 成人女子の健康意識調査

成人女子の健康管理法を検討するのに必要と思われる成人女子における母性に関する健康意識調査を行った。調査対象地として秋田県横手市を選んだ。当地域は農村医学研究所が担当して3年前から「成人健康手帳」方式による健康管理を実施している。対象は市内に在る「ニッスイ電機」女子職員41名(第1群)、平鹿総合病院女子職員112名(第2群)、当病院付属高等看護学校学生59名(第3群)計212名であり、すべて未婚者であった。結果：①ABO式血液型を知らない者は212名中わずか6名であった。Rh式血液型を知らない者は、第1群82.9%、第2群26.3%、第3群8.5%であった。②血液型不適合妊娠について知らない者は、第1群75.6%、第2群8.5%、第3群5.1%であった。③梅毒検査を受けたことのない者は、第1群90.2%、第2群25.4%、第3群3.4%であった。④基礎体温について知らない者は、第1群43.9%、第2群7.6%、第3群1.7%であった。⑤妊娠分娩について学校で教育を受けていない者は、第1群53.6%、第2群13.0%、第3群3.4%であった。⑥男女関係については、第1群21.9%、第2群45.8%、第3群32.2%が「結婚しなくても愛し合っていればセックスしてもよい」と回答した。⑦避妊法については殆んどの者が知っていたが、その認識程度は判然としなかった。⑧自覚症状、既往疾患及び家族の健康状態については、いずれの群においても多かった。

以上より、一般の職業婦人に比べて医療関係者の母性保健に関わる意識はかなり高いと言える。

第1群においては、Rh血液型、血液型不適合妊娠、梅毒についての認識は薄かった。現在行なわれている成人健康診査について、その検査項目の再検討が必要であるし、一方本研究の目標からすると、さらに様々な角度からの検討が望まれる。

(3) 新婚婦人に対する健康管理法

現在結婚後の婦人の健康管理法は、妊娠した時期から母子健康手帳方式によって開始されている。婦人の健康を守り不幸な児の出生をなくすためには、母子手帳方式に引継ぐまでの健康管理法として新婚婦人の健康管理法の検討が望まれる。市町村によっては独自に新婚者教育(主として講義)を実施しているところもあるが、それも不十分であり、又その効果判定もされていないのが現状である。新婚婦人への健康管理法は、①保健啓蒙教育法、②健康診査法に大別して考えられる。①②を具体化するための第1段階として、〔I〕新婚婦人側について：(1)健康意識状況、(2)新婚時に知りたいこと、(3)保健婦等保健行政担当者側に対する要望、(4)医師等医療担当側に対する要望〔II〕医療担当側(内科、産婦人科、小児科等医師、助産婦、保健婦)について：(1)新婚婦人の健康状態等現状をどのように把握しているか、(2)新婚婦人に対する要望、(3)保健行政担当者への要望、(4)実際に必要とされる保健教育法、健康診査法はいかなるものかを知ることが必要であろう。これらを踏まえて、今年度は〔I〕(1)を明らかにするために、新婚婦人へのアンケート調査を実施した。対象は宮城県岩出山町、岩沼町、多賀城(塩釜)市管区内の新婚婦人を選び、婚姻届出時に若干の説明をシアンケート用紙を配布、後に郵送してもらうという方法をとった。時期的に結婚数が少ないということもあり、集計して一定の結論を出す段階までは到っていないが、いくつかの傾向、印象を上げてみる。結婚時にすでに妊娠している者は1~2割おり、又、1~2割の新婚者に妊娠既往があった。血液型不適合の問題、性病、家族計画への認識はまだ不十分であり、新婚婦人に対する教育管理の必要性が示唆された。

II 現行の妊産婦の健康管理上の問題

(1) 労働の様態・家庭環境と異常妊娠分娩

妊娠・出産・乳幼児期の健康障害を予防するうえで、有効な母子保健のシステムを各地域で確立することが必要である。そのためには、妊産婦、乳幼児の生活環境の理解が重要である。そこで、地域に居住する婦人と職業を持つ婦人を対象に、婦人の生活様態と妊娠経過についての2つの調査を実施した。

地域に居住する婦人の調査では、流・早・死産は、①夫が1次産業と他産業を兼ねている群で頻度が高く、②妊婦の世帯構成別では夫の親と同居している群が実の親と同居している群に比して頻度が高い。

職業を持つ婦人の調査結果からは、①作業中重いものを持つことの多い婦人、家事の負担の大きい婦人に異常出血の頻度が高い。②流死産の発生率は職種間に差異はないが、作業中に重いものを持つ頻度、および家事の忙しさの二つの要因との間に有意な関連がある。

従って妊婦の保健管理には、現行の妊婦一般健康診査からは得られない情報として、妊婦の労働の様態、家庭生活の状況等に関する情報の分析も必要である。

(2) 新母子手帳方式

昨年度は新母子手帳の利用実態ということで、東北大学付属病院で扱った初産及び経産婦について、母子健康手帳の記入状況を調査したが、全体的に記入率が悪く、特に初産婦が経産婦に劣り、さらに母子健康手帳の準備状態が意外に悪かった。そこで本年度は、母子健康手帳を実際に配布する市役所、役場の事務職員、保健婦、助産婦、看護婦らを対象に、母子健康手帳の説明は誰が行って

いるか、説明時間は平均どのくらいか、母子健康手帳の交付時期はいつが適当か、交付場所はどこが適当か、母子手帳の記入方法の指導について特に留意している点、母子保健について特に留意している点についてアンケート調査を行なった。アンケート回答は427通であった。①母子健康手帳の説明は保健婦42.5%、事務職員36.6%と他を圧倒していた。②母子健康手帳の説明時間は、2分以内15.5%、5分以内34.6%、10分以内21.6%と10分以内が大半以上を占めていた。③母子健康手帳の交付時期については、妊娠と診断された時73.7%、妊婦自身が妊娠と自覚した時15.0%で大半以上であった。④母子健康手帳の現在の交付場所は、市役所、役場76.7%、支所11.7%、母子センター9.7%と続いている。⑤母子手帳の記入方法の指導について特に留意している点については、あると答えたのが42.7%、ないと答えたのは57.3%であったが、とにかく最後まで全部読んでもらうことを先ず説明しているというのが現状のようである。⑥母子保健について特に留意している点については、かなり具体的に説明が加えられているようであり、特に母親学級への積極的参加を呼びかけているようである。

結論的に言えば、アンケート回答者の51.5%は保健婦であり、回答の中にはかなり詳細な内容もあり、交付している窓口としてはこれ以上出来ない程の説明が加えられているという印象を持った。

↓
検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります
↓

妊産婦の健康管理を行ない母子の健康を守り先天異常時の出生を防止するために、従来は妊婦の健康管理が行政上実施されてきた。これによって母子の健康の増進効果はあったものの必ずしも充分でない。この目的の達成のためには、より早い時期に、とりわけ妊娠前に女子の健康管理が行なわれることが重要である。妊娠前の保健指導並びに健康診査は、妊娠後母児を甚だしく障害すると思われる各種疾患の対策上、新たに行政に取入れられなければならない課題である。